

静岡地方最低賃金審議会
第 3 回静岡県最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 4 日（金） 14 時 00 分から 17 時 35 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者を代表する委員	出席 2 名	定数 3 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>第 2 回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、公益委員が労、使委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>労使へ個別に意見聴取が行われたが労使の意見の一致には至らなかった。そのため公益委員から公益委員案を示し出席者の表決により採決を行うこととなった。</p> <p>公益委員より、春闘賃上げ状況、物価高による最賃近傍労働者への影響、企業物価高や価格転嫁状況による企業の支払いの能力への影響他を考慮し、</p> <p>「静岡県最低賃金を現行の時間額 944 円から 40 円引き上げ、984 円とする。発効日は法定発効とする。」</p> <p>「価格転嫁への取組強化。実効性のある中小零細企業への支援の拡充を政府に要望することを付記する。」</p> <p>案が示され、採決の結果、部会長を除く出席委員 7 名中、賛成 5 名、反対 2 名であったため、賛成多数により、公益委員案が専門部会の結論となった。</p> <p>この結論により「静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」が作成され、静岡地方最低賃金審議会会長宛に報告されることとなった。</p> <p>事務局にて報告文を作成した後、これを読み上げ、委員に承認された。</p> <p>事務局より、令和 5 年 8 月 7 日開催予定、第 388 回本審において表決により決する旨説明があった。</p> <p>2 その他</p> <p>事務局より、第 388 回本審について説明。</p>			

